

たかが2ミリ、されど2ミリ 配置従事者身分証明書添付写真の縦長さの変更 厚生労働省令第36号第2条の薬機法施行規則第151条の改正 (一社)日本置き薬協会

4年3月14日付け厚労省医政局の厚労省令第36号の条例の一つに、配置薬業界に関わる通称薬機法施行規則の改正が有り取り上げた。本省令には薬機法の他に、

水道法施行規則

薬剤師法施行規則

外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行規則

社会保険労務士法施行規則

介護保険法施行規則

の改正も盛り込まれている。その共通点は書類に添付する写真サイズの変更だ。

薬機法施行規則の変更は第一百五十一条（配置従事者の身分証明書）の2で、改正前は「縦の長さ三・二センチメートル、横の長さ二・四センチメートル」が、改正後は「縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル」。所謂、運転免許証サイズとなる。なお既存配置従事者の身分証明書写真は現行の40mm×30mmの履歴書サイズを継続すると東京都薬務課から聞いている。

水道法施行規則の改正は第三十二条（受験の申請）の2で、改正前は「写真（出願前六月以内に脱帽して正面から上半身を写した写真で、縦四・五センチメートル横三・五センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記入すること。）」が、改正後は「写真（旅券法施行規則（平成元年外務省例第十一号）別表第一に定める要件を満たしたものとする。）」。ここで言う受験は「水道施設管理技士」試験。なおパスポート規格は45mm×35mmである。

薬剤師法施行規則の改正は第十条（受験の申請）の2で、改正前は「三 写真（出願前六箇月以内に脱帽して正面から撮影した手札型上半身像のものとする。）」が、改正後は「三 写真（出願前六箇月以内に脱帽して正面から撮影した縦六センチメートル横四センチメートルの上半身像のものとする。）」このサイズは一般的ではない。

外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等に関する法律施行規則の改正は第四条（臨床修練の許可の申請手続等）の2で、改正前は「八 写真（申請前六箇月以内に脱帽正面で撮影した縦三センチメートル横二センチメートルのもので、その裏面に氏名を記入すること。以下「許可証用写真」という。」一葉」が、改正後は「八 写真（申請前六箇月以内に脱帽正面で撮影した縦三センチメートル横二・四センチメートルのもので、その裏面に氏名を記入すること。以下「許可証用写真」という。）一葉」。これも運転免許証サイズ。

社会保険労務士法施行規則の改正は、社会保険労務士試験受験申込書に添付の写真を縦4.5cm×横3.5cmとしている。また紛争解決手続代理業務試験受験申込書も同様にパスポート規格。

この省令は「申請書等への添付を求める写真の企画の見直し等のための厚生労働省関連省令の一部を改正する省令等について」と題し、その趣旨は「規制改革実施計画（令和3年6月18日閣議決定）において、各種申請等で提出する写真について、原則として、サイズ、撮影時期を運転免許証サイズ・履歴書サイズ・大型サイズ又はパスポート規格のいずれかに統合することとされている」に拠る。配置従事者身分証明書は申請書等ではないが、ついでに、なのか。

配置従事者の身分証明書が従来なぜ縦32mmだったのか疑問は残るが、「たかが」2mmは、閣議決定された規制改革実施計画に基づく2mmであり、「されど」とした次第。